

農産物の放射性物質検査結果

J A世田谷目黒管内で生産された下記農産物について、当組合独自検査の結果、以下のとおりとなりました。

採取年月日	農産物の種類	検査結果					採取地
		ヨウ素 131	セシウム 134	検出限界値	セシウム 137	検出限界値	
2013/5/10	キャベツ	異常なし	異常なし	6.98	異常なし	6.70	世田谷

当組合の検査機器・方法

(1) 検査機器

当J Aでは、応用光研工業(株)社製の「原発災害対策特別仕様—微量放射能測定装置(型式 FNF-401)」を使用しています。

(2) 検査方法

Na I (T i) シンチレーションスペクトロメーターによる簡易(スクリーニング分析)による検査。

検査時間：1000秒(約17分) 試料重量：1kg以上

「検出限界値」とは：検査機器が測定できる最小値のことを指します。検出限界値は、測定する個々の検体によって変わります。なお、ヨウ素131については、本検査機器での検出限界値の表示はありません。

食品衛生法の基準値表(平成24年4月1日施行)	
一般食品 (野菜類、穀類、肉、卵、魚等)	放射性セシウム基準値 (b q /kg) 100

問い合わせ先

J A世田谷目黒 指導経済部指導経済課

平日の午前9時から午後5時

TEL 03-3428-5211